

第3 道民から信頼される表示及び認証の推進

1 適正な食品の表示の促進等

(1) 食品の表示に関する監視体制の整備、適正な表示の促進

■ 現 状

食品の表示は、消費者にとって食品を購入する際の重要な判断材料であるとともに、生産者にとっても、原料の原産地などの情報を消費者に伝えられることから、その果たす役割は大変重要となっています。

食品の表示制度については、平成27年(2015年)4月に、農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)、食品衛生法及び健康増進法の食品表示に関する規定を一元化した「食品表示法」が施行されています。

また、平成25年(2013年)10月に全国的に発生したホテルやレストラン等でのメニュー表示問題を踏まえ、不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」という。)が改正され、平成26年(2014年)12月から事業者にはコンプライアンス体制の確立が義務付けられるとともに平成28年(2016年)4月から課徴金制度が導入されるなど、監視指導體制が強化されています。

道では、食品表示制度の正しい理解を図るため、事業者への普及啓発や関係法令等の遵守状況の把握など、食品表示に関する監視と違反に対する指導等を実施しています。

■ 令和2年度(2020年度)に講じた施策

食品表示制度の普及啓発

- ・ 平成29年(2017年)9月に加工食品の食品表示基準が改正されたことから、この基準の普及啓発を図るため、札幌市をはじめ全道6か所で「新たな加工食品の原料原産地表示について」等をテーマに「食品表示制度セミナー」を開催しました。
- ・ 「食品表示110番」の専用電話を設置し、食品表示に関する情報や食品表示制度に関する問合せなどを受け付けました。

不正を見逃さない監視体制の充実

- ・ 食品表示法の食品表示基準に基づく適正な食品表示を促進するため、食品小売店等に対して食品表示実態調査を実施し、制度の遵守状況を把握するとともに、必要な指導を行いました。
- ・ 北海道食品衛生監視指導計画に基づき、食品関係施設に対し、食品表示法に基づく適正な表示の徹底について監視指導を行うとともに、遺伝子組換え食品の混入の有無やアレルギー物質、食品添加物の検査を行い、表示欠落等が確認された場合は改善を指導しました。
- ・ 道内各市町村に配置されている消費生活モニターにより、小売店の食品の表示に関する調査を実施し、実態を把握しました。
- ・ ホテル・飲食店等事業者に対し適正なメニュー表示に向けた景品表示法の普及啓発に取り組むとともに、メニュー表示が適正に行われているか調査しました。
- ・ 道が受理した通報等の情報を関係部局で共有化し、一元的に管理するため、「消費生活安定会議幹事会食品安全部会」を毎月開催し、処理状況を確認・点検するほか、四半期ごとに通報や対応等の状況を道のホームページで公表しました。

原料原産地表示の促進

- 道産食品に対する消費者の信頼確保と北海道ブランドの向上を図るため、北海道の豊かな自然環境の下で生産された原材料を使用して、道内で製造・加工された加工食品を登録する道産食品登録制度について、道のホームページ等で広くPRするなど、制度への理解と登録商品の拡大に向けた取組を実施しました。
- 食品の適正な表示を推進し、全国の消費者からの信頼確保と北海道ブランドの向上を図るため、「道産食品全国モニター」を各都府県に1名ずつ配置し、道産食品の表示状況調査やアンケート調査を実施しました。

□ 食品表示法(品質事項に限る)に基づく調査件数に対する措置状況(令和2年度(2020年度))

調査件数			うち表示違反件数			
	立入検査	任意調査		食品表示法に基づく命令	食品表示法に基づく指示	食品表示法に基づく指導
85	0	85	77	0	2	75

資料：北海道環境生活部

□ 道産食品全国モニター調査報告件数(令和2年度(2020年度))

品目	農産物	農産加工品	畜産物	畜産加工品	水産物	水産加工品	合計
報告件数	95	55	15	85	30	72	352

資料：北海道農政部

□ 道産食品登録制度の登録状況(令和3年(2021年)3月末現在)

登録の種類	事業者数(社)	登録商品数(品)	商 品
農 産 物	53	122	トマトジュース、枝豆、そば等
畜 産 物	18	98	ハム、ソーセージ、ベーコン等
水 産 物	42	111	ししゃも、たらこ等
林 産 物	2	3	クマ笹茶等
そ の 他	12	20	菓子、飲料水、ワイン等
計	127	354	

資料：北海道農政部

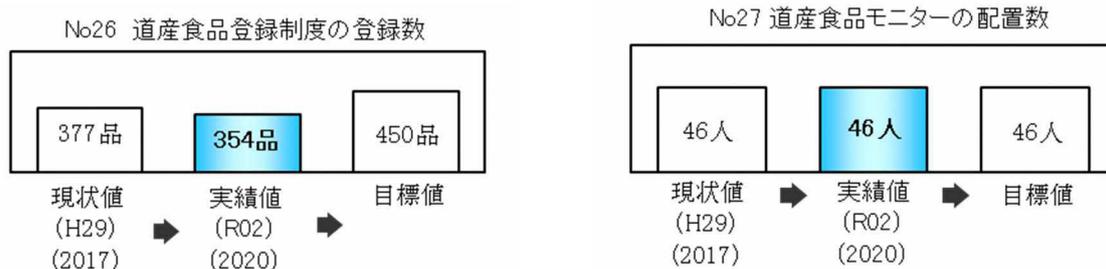


道産食品登録マーク

■ 今後の課題と対応

- 食品表示法に基づく表示の適正化を図るため食品表示基準の普及啓発に努めます。
- 食品表示法や景品表示法など食品表示に関する法令等に基づく適正な表示を促進するため、国などの関係機関と連携し、関係法令等の遵守状況の調査や監視指導を計画的に実施し、不適正な事案に対し必要な指導を行います。
- メニュー等の表示の適正化を図るため、専用電話「景品表示法ホットライン」を設置し、事業者からの相談に対応するとともに、事業者に対する監視指導及び普及啓発を実施します。
- 登録商品の拡大を図るため、道産食品登録制度の普及啓発を行います。

主な指標



(2) 食品の生産過程の情報の記録、保管等の促進

■ 現 状

食の安全・安心を確保する上で、食品の生産から食卓に至るまでの各段階の過程を明らかにするとともに、不測の事態発生時の原因究明や正確で速やかな製品の撤去・回収による被害の拡大防止などに有効な食品トレーサビリティの導入・普及が重要となっています。

国産牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づき、牛の生産履歴を確認できるトレーサビリティ制度が、平成16年(2004年)から開始しています。

また、事故米の不正規流通事案の発生を踏まえ、食品としての安全性の確保や表示の適正化及び適正かつ円滑な流通の確保等のため、平成21年(2009年)4月に「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(以下「米トレーサビリティ法」という。)が制定され、米穀等を取り扱う事業者に対し、取引等の記録の作成・保存及び産地情報の伝達が義務付けられています。

■ 令和2年度(2020年度)に講じた施策

トレーサビリティシステムの円滑な運用と導入の促進

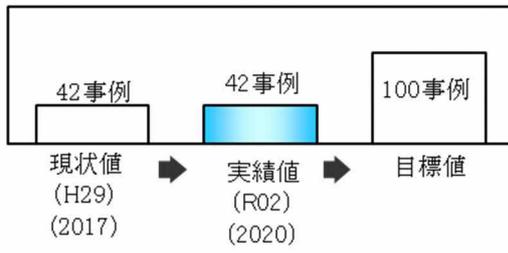
- ・ 食品としての安全性を欠く米・米加工品の流通を防止するとともに、産地情報の提供などを促進するため、国と連携して、米トレーサビリティ制度についてのパンフレットの配布や飲食店等への巡回調査などを実施しました。
- ・ 道のホームページにおいて、トレーサビリティ導入の手引き、国のガイドラインやマニュアル、道内の取組事例等の情報を提供し、トレーサビリティの普及に努めました。

■ 今後の課題と対応

- ・ 食品の安全・安心の確保のためには、法律で義務化された事項の確実な履行はもとより、食品ごとの生産・流通状況に応じたトレーサビリティの促進が求められています。
- ・ 米トレーサビリティ法に基づく取引等の記録の作成・保存や産地情報の伝達が適正に実施されるよう、引き続き、事業者への情報提供や指導等を行います。
- ・ トレーサビリティの促進に向け、生産者、事業者の自主的な取組を基本としながら、生産から流通・加工、販売に携わる関係者が連携、協力して取り組むことができるよう、トレーサビリティ導入のマニュアルや事例の紹介を行うとともに、GAPやHACCPなどトレーサビリティの機能を有する取組を促進します。

主な指標

No28 道内のトレーサビリティの取組事例数



2 道産食品の認証制度の推進

■ 現 状

道では、道産食品に対する消費者の信頼の確保と北海道ブランドの向上を図るため、高いレベルの安全・安心と優れた個性を有する道産食品を認証する「道産食品独自認証制度（きらりっぷ）」を平成16年度（2004年度）に創設し、普及に取り組んでいます。

認証を受けた道産食品には、道が定めた認証マーク（きらりっぷマーク）を表示することとなっています。



■ 令和2年度（2020年度）に講じた施策

制度の認知度向上・認証数の拡大

- ・ 道内イベントやSNSを活用した、制度や認証品の紹介や、百貨店等と連携し、カタログなどで認証品を紹介するなど、認知度向上に取り組みました。
- ・ 百貨店のフェアや通販サイトで認証品を紹介するなど、販売支援に取り組みました。

□ 認証制度の概要

道産食品独自認証制度では、原材料による基準、生産情報の提供基準、安心に関する基準、商品特性の基準に加え、最終チェック項目として、食味を判定するための官能検査基準という5つの大切な基準を設けています。各々の基準で厳格な審査を行っていますが、特に最後の官能検査基準では、消費者と専門家が実際に食する官能検査を実施し、5つの基準すべてをクリアしたものだけに認証が与えられます。



<官能検査の様子>

□ きらりっぷ制度の認証状況（令和3年（2021年）3月現在）

認証品目	事業者数(社)	認証商品数	認証品目	事業者数(社)	認証商品数
ハム類	1	3	みそ	2	2
ベーコン類	—	1	納豆	2	7
日本酒	1	1	豆腐	1	4
熟成塩蔵さけ	2	2	しょうゆ	2	4
ナチュラルチーズ	4	10	醤油いくら	—	1
そば	1	2	魚醤油	—	1
アイスクリーム	2	7			
いくら	2	3			
			計	20	48

資料：北海道農政部

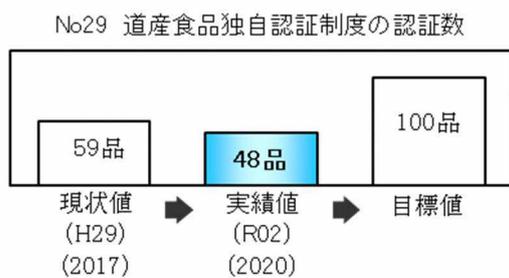
※認証基準は21品目制定

※ベーコン類、醤油いくら、魚醤油の事業者数は、他の品目と重複しているため「-」とした。

■ 今後の課題と対応

- ・ 道産食品独自認証制度は、安全・安心な道産食品のブランド化を進めて行く上で、重要な制度であるものの、認知度不足などから認証数が伸び悩んでいます。
- ・ このため、食関連事業者、流通小売業者及び消費者などに幅広く制度を理解していただくように、イベントや展示会、商談会など様々な機会において、制度の普及啓発に取り組めます。

主な指標



第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

1 情報及び意見の交換等

■ 現 状

食品の生産から消費に至る各段階の関係者の中で、安全・安心に関する情報の共有や相互の意思疎通を図ることが必要です。

また、安全・安心についての捉え方は、関係者の知識や立場、経験の違いなどにより、認識が大きく異なる場合があります。

このため、道では、食品の安全性に関する情報の提供や、消費者、生産者、事業者等の意見交換の場としてリスクコミュニケーションを実施しています。

また、実施に当たっては、そのテーマの選定などについて、北海道食の安全・安心委員会に意見を聴くとともに、多くの道民が参加しやすく意見の反映ができる効果的なものとなるよう努めています。

■ 令和2年度（2020年度）に講じた施策

リスクコミュニケーションの効果的な実施

- ・ リスクコミュニケーションとして、関係機関・団体と連携しながら次の取組を実施し、相互理解の促進や幅広い道民意見の把握に努めました。
 - ① 食品衛生に関する各種講習会（道内各地）
 - ② 「食品表示制度セミナー」～新たな加工食品の原料原産地表示について等～（札幌市、帯広市、釧路市、北見市、旭川市、函館市）
 - ③ 「一般的衛生管理講習会」（紋別市、釧路市、函館市）
 - ④ 食品表示に関する意見交換会（札幌市）
 - ⑤ ゲノム編集に関する意見交換会（札幌市）

■ 今後の課題と対応

- ・ リスクコミュニケーションの実施に当たっては、消費者の関心の高いテーマを設定するほか、道内各地での開催などその効果的な実施に努める必要があります。
- ・ このため、北海道食の安全・安心委員会の意見を聞きながら、リスクコミュニケーションの開催方法やテーマ等を検討するとともに、開催内容や開催地などについて、多くの道民が参加できるものとなるよう取り組みます。

主な指標

№30 リスクコミュニケーションの開催テーマ数



2 食育及び地産地消の推進

(1) 食育の推進

■ 現 状

道では、平成 17 年に全国に先駆けて「北海道食育推進行動計画」を作成し、本道の食育を総合的に推進しており、道内各地で様々な主体による食育活動が広がりを見せています。その一方で、野菜や果物の摂取量が少ない道民の食生活、高齢化の進展に伴う高齢者層への食育の重要性の増大、地域の食育の担い手の減少、環境に配慮した食品ロス削減への社会的関心の高まりなどの食育をめぐる課題等を踏まえ、平成 31 年（2019 年）3 月に「第 4 次北海道食育推進計画（どさんこ食育推進プラン）」を策定し、関係機関、団体を含め、道民と役割を分担しながら、北海道の食育を推進しています。

さらに、学校における食育を推進するため、学校給食の管理と食に関する指導を一体のものとして担う栄養教諭が中心となった体制の整備を進めています。各学校においては、食に関する指導の全体計画に基づき、給食の時間をはじめとする特別活動や関連教科、総合的な学習の時間など、教育活動全体を通じて、栄養教諭、学級担任、教科担任等が連携し、学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導を行っています。

また、我が国では、本来食べることができるにもかかわらず捨てられてしまう食品（「食品ロス」）が、平成 29 年度（2017 年度）では、612 万トン発生しており、北海道では 33 万トン発生しています。

道では、道民全体で食べ物の大切さ、食とそれに携わる方々への感謝、環境保全への意識を共有し、それぞれの立場で具体的な行動を実践することが大切と考え、平成 28 年度（2016 年度）から「おいしく残さず食べきろう！」をスローガンとした「どさんこ愛食食べきり運動」を市町村、企業、団体、学校などと連携し、食品ロスの削減に向けた取組を行っています。

■ 令和 2 年度（2020 年度）に講じた施策

心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進

- ・ 「すこやか北海道 21」に基づき、道民の方々が健康的な食習慣を身に付けるため、道産食材を取り入れた北海道版食事バランスガイド「どさんこ食事バランスガイド」について、パンフレットの配布やホームページへの掲載により普及に取り組みました。
- ・ 高齢者の健康推進の強化に向け、健康寿命を延ばすことの重要性、健康づくりや生活習慣病の予防・改善に向けた食育の必要性について理解促進を図るため、高齢者への食育講座を開催しました。



「食」に関する理解を深める食育の推進

- ・ 道では、食品ロスの削減は、食育の推進や SDG s の達成に資する重要な取組であることから、消費者や食品関連事業者等、関係機関・団体など様々な道民の方々の理解と参加により、

食品ロスの削減に向けた効果的な施策を推進するため、『道民運動として、一人一人が食品ロスの削減を実践～生産地だからこそ“もったいない”の心を大切に！～』をめざす姿とする「北海道食品ロス削減推進計画」を本年3月に策定しました。

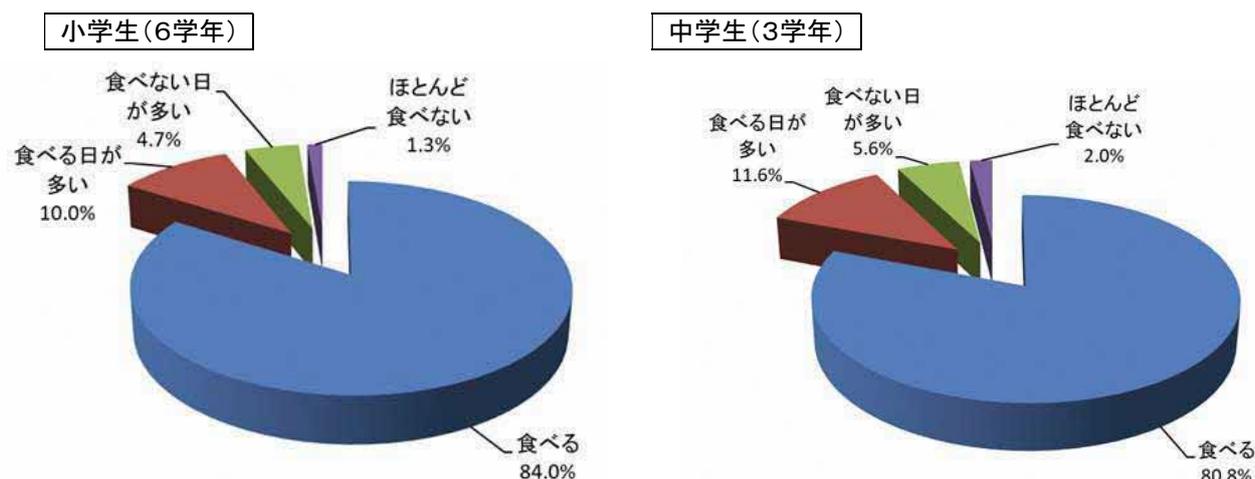
- ・ 食品ロスの削減に向けた具体的な施策を検討するため関係部局で組織する食品ロス対策部会において関係部局の連携を図りながら、「どさんこ愛食食べきり運動」として、年末年始における食べ残し削減に向けた食べきりキャンペーンなどを行いました。
- ・ 北海道の伝統的な食文化の継承を図るため、「北海道らしい食づくり名人」を食育ホームページにおいて紹介するとともに、制度の啓発用リーフレットを作成しました。

本道の食育推進体制の強化

- ・ 本道における食育のポータルサイトとして、食育ホームページ「元気もりもり！どさんこの食育」を運営し、北海道の食育に関する取組や制度、食育に関する農業体験施設の情報など、食育に関する様々な情報を提供しました。
- ・ 食育関係団体等で構成する「どさんこ食育推進協議会」や食育関係の有識者による会議において、道内の食育の推進に向けた意見交換等を行うとともに、（総合）振興局においては、地域における食育に関する情報の共有化や市町村食育推進計画の作成の円滑化を図るため、食育推進ネットワーク会議を開催しました。
- ・ 道内の食育推進活動を促進するとともに、道民の食育に対する関心を高めるため、北海道食育推進優良活動表彰を実施し、1個人・3団体を表彰しました。
- ・ 学校における食育を充実するため、栄養教諭の任用を促進しており、令和2年（2020年）4月現在、335人（札幌市を除く。）の栄養教諭を小・中学校、特別支援学校に配置しました。

□ 小・中学生の朝食摂取状況（北海道）

「朝食を毎日食べているか？」



資料：文部科学省「平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査」

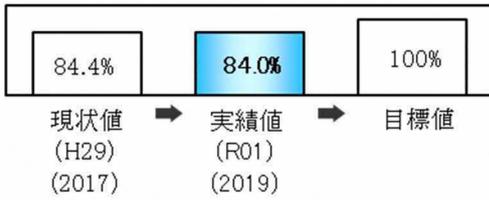
※ 令和2年度は、文部科学省において、新型コロナウイルス感染症に係る状況及び学校教育への影響等を考慮し、調査を実施していないため、令和元年度調査の数字が最新。

■ 今後の課題と対応

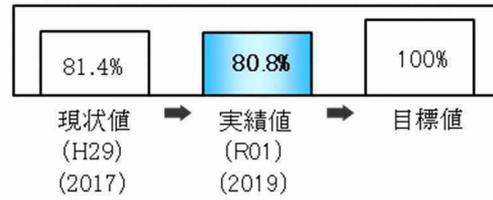
- ・ 道民の食生活は、食塩の摂取量のように順調に改善の傾向が見られるものがある一方、野菜の摂取不足や児童生徒の朝食の欠食、高齢者の健康推進の強化などの課題が引き続きあることから、健全な食生活の実践に向けて、どさんこバランスガイドの普及啓発や若い世代や子育て世代に加え高齢者に向けての食育講座や料理教室等の開催などに取り組み、食育を総合的に推進します。
- ・ 本道では、食品ロスが、33万トン発生していることから、消費者や食品関連事業者等がそれぞれの立場で食品ロス削減の取組を理解し実践するよう、賞味期限や消費期限の違いなどの知識や具体的な取組の周知、先進事例の提案など食品ロスの削減に向けた取組を一層推進します。
- ・ 企業や団体、市町村など様々な機関・団体と連携して「どさんこ愛食食べきり運動」を展開し、食品ロス削減に取り進めます。
- ・ 食育の取組は、保健福祉、農林水産、教育など様々な分野において行われており、これら関係者が連携しながら取組を進めることが重要であることから、「どさんこ食育推進協議会」で、食育に関する情報の共有化や連携を進めるとともに、地域における市町村、団体等関係者による食育推進のためのネットワークを活用した取組や市町村食育推進計画の作成を促進します。
- ・ 健康課題や食品ロスなどの食に関する社会的諸課題に対応するため、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭を中心に全教職員で行う食育推進体制の確立と、学校・家庭・地域が連携した食育の取組を推進します。また、安全・安心な学校給食を提供するため、地場産物を活用した学校給食の充実を図る取組を推進するとともに、衛生管理の徹底を図る取組を行います。

主な指標

No31 朝食を毎日食べている割合
① 小学校6年生



② 中学校3年生



※ 令和2年度調査は、文部科学省において、新型コロナウイルス感染症に係る状況及び学校教育への影響等を考慮し、調査を実施していないため、令和元年度調査の数字が最新。

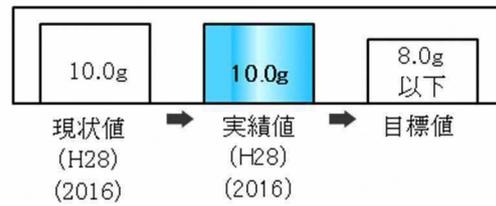
No32 栄養バランスの改善(成人1日当たり摂取量)

① 野菜類 (g)



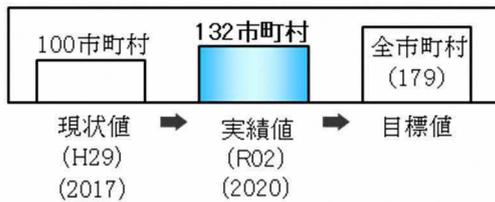
※ 次回調査(R3(2021))

② 食塩(g)



※ 次回調査(R3(2021))

No33 食育推進計画を作成している市町村数



(2) 地産地消の推進

■ 現 状

地産地消は、地域の活性化や健康で豊かな食生活を実現する上で大きな意義があるとともに、安定的な販路の確保、流通コストの低減、さらには環境負荷の低減にも資する重要な取組です。

道では、平成9年（1997年）、消費・生産・商工等の団体や行政で組織する「北のめぐみ愛食運動道民会議」を設置し、関係者が一体となって、地産地消、食育などの愛食運動を総合的に展開しています。

■ 令和2年度（2020年度）に講じた施策

地産地消の推進

- ・ 道産食材を使用したこだわり料理を提供している道内の外食店・宿泊施設を対象として、「北のめぐみ愛食レストラン」を募集し、令和2年度（2020年度）末で316店の認定となりました。
- ・ 道産食材を進んで使用する道外の外食店などを対象として、「北海道愛食大使」を募集し、令和2年度（2020年度）末で289店の認定となりました。
- ・ 生産者等による農産物の産直や加工の取組を支援するため、「北海道産食材お取り寄せガイド」をホームページに掲載しました。
- ・ 道産農林水産物の消費拡大を目的に、北海道の食に関する情報を発信するSNSページ「どんどん食べよう北海道」を開設しました。
- ・ 地産地消をより一層推進していくために「愛食の日」を制定し、ロゴマークを使用した普及啓発活動を展開するとともにSNSを活用した情報発信を行いました。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う道産食品の需要低下などの影響が生じる中、「世界から信頼される食の北海道ブランド」の維持・向上と道内食品関連企業の販路の確保を図るため、道のホームページに「がんばれ！道産食品」サイトを開設し、道産食品を紹介しました。
- ・ 北海道米販売拡大委員会が行う北海道米の需要拡大に向けた取組への支援をはじめ、農業団体や流通団体等とともに構成する「北海道米食率向上戦略会議」を中心とした地域のイベントと連携したPR、コンビニエンスストアやスーパーマーケット等との連携によるプロモーションなど、北海道米の消費拡大や道内食率の維持・向上に向けた取組を実施しました。
- ・ 道産小麦の需要の高まりや地産地消の観点から、小麦の生産から製粉、加工、販売に至る関係者が一体となって、輸入小麦から道産小麦への利用転換（いわゆる「麦チェン」）を図るため、「きたほなみ」や「ゆめちから」を中心とした道産小麦の安定供給に向けた取組を進めるとともに、麦チェン！ロゴの使用を促進しました。（令和2年度（2020年度）末で37商品が使用）
- ・ 各地域で実施している地場産物を活用した特色ある取組を全道に広め、地域と連携した学校における食育の推進を図るため、栄養教諭、学校給食調理員等を対象に、「コロナに負けるな！食べて応援道産食品」をテーマに調理コンクールを実施しました。
- ・ 新鮮な道産水産物の魚食普及を図るため、道産水産物を原材料とした学校給食向け製品の開発を支援するとともに、水産業への理解を深めてもらうため、漁業者団体と連携して小中学校などへの出前授業を実施しました。



消費者と生産者等との結び付きの強化

- ・ 生産者と消費者の交流促進の取組拡大を目的に開催された、生産者自らによる道産食品の直売市「北のめぐみ愛食フェア」を支援しました。

地域の食資源を活かした取組の促進

- ・ 道内において近年増加しているブリ・サバ・イワシの消費拡大を図るため、地域の生産者団体等が行う、知名度向上や消費の拡大に向けた取組みに対して支援しました。
- ・ 本道の食のブランドのステップアップを図るため、道内6地域で、バイヤーや料理人などによる食の磨き上げに向けたアドバイスをを行う「個別相談会」を開催したほか、磨き上げられた商品等を対象に販路拡大に向けた支援に取り組みました。
- ・ 道内外の食の専門家による「北のハイグレード食品」の選定を通じ、道産食品の発掘と訴求力のある商品群を育成し道内外に発信することで、道産食品全体の販路拡大の支援に取り組みました。
- ・ 本道ならではの食の総合産業化の確立に向け、食クラスター活動を全道各地で効果的に推進するため、食に関わる意欲ある人材に対し、高度なマーケティング力や全国的なネットワークを有する講師陣による専門的な研修を実施しました。
- ・ 平成23年（2011年）12月に、総合特別区域法に基づき、国から北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区の指定を受けて以来、関係自治体や経済団体等との連携強化を図りつつ、総合特区制度における特例措置や優遇措置を最大限活用しながら、食の機能性に関する分析・評価機能の高度化や東アジアへの輸出拡大など、食のバリューチェーン形成に向けた様々な取組を進めました。
- ・ 道独自の食品機能性表示制度の効果的運用や、当該制度による認定商品の道内外へ向けた情報発信など、食品の機能性に着目した取組を推進しました。
- ・ 農林漁業者と多様な事業者が連携して取り組む6次産業化を推進するため、地域におけるネットワークづくりに向けた検討会を開催しました。
- ・ 「北海道6次産業化サポートセンター」を設置・運営し、各種相談窓口や6次産業化の取組を含む経営全体の付加価値額（経常利益＋人件費＋減価償却費の合計金額）を増加するための経営や組織運営の改善方策等（経営改善戦略）の作成及び実行をサポートする専門家を派遣し、6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改善を支援しました。

観光産業との連携強化

- ・ 特徴的な地域づくりの取組により都市と農村の交流などを推進している道内各地の事例を調査し、道のホームページで紹介しました。
- ・ 北海道と札幌市の連携により、JR札幌駅西コンコース北口に設置している「北海道さっぽろ『食と観光』情報館」の「食」コーナー（北海道どさんこプラザ札幌店）で、道内各地の特産品や道産食品独自認証制度認証商品など、約2,300品目が販売されました。

□ 北海道米の道内食率

米穀年度	H28RY (2016RY)	H29RY (2017RY)	H30RY (2018RY)	H31 (R01)RY (2019RY)	R02RY (2020RY)
道内食率(%)	87	86	87	86	88

資料：北海道農政部

注：RYは「米穀年度」の略号。R02(2020RY)は、令和元年（2019年）11月～令和2年（2020年）10月

■ 今後の課題と対応

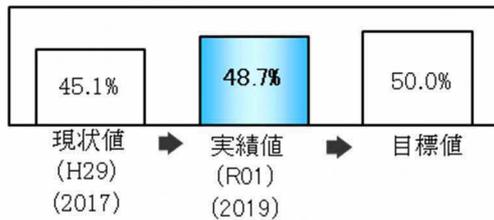
- 安全・安心な食品の確保や食料自給率の向上、さらには、地域資源を活用した6次産業化の推進などが課題となっている中、地産地消の取組は、食を通じて生産者と消費者の絆を強め、地域の活性化や健康で豊かな食生活の実現などに資するものとして、その一層の充実が求められています。

このため、各種イベントやSNSを活用した普及啓発、「北のめぐみ愛食レストラン」や「北海道愛食大使」のPR、生産者と消費者との交流促進などの取組を総合的に実施するなどして、地産地消を含む愛食運動を道民運動として推進します。

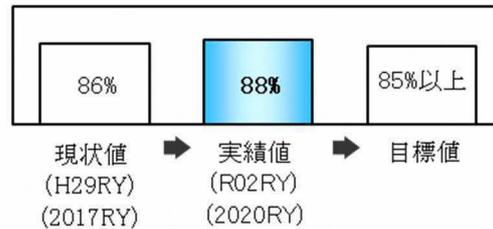
- 関係団体等と連携し、北海道米の道内食率の維持・向上に取り組むほか、国産小麦への需要が高まる中、これまでのパン・めん用品種に加え、北海道の小麦で初めてとなる菓子用小麦「北見95号」の普及など、安定生産・拡大を図ることなどにより、需要の拡大や消費者へのPRにより「麦チェン」に努めます。
- 北海道らしい日本酒を造るための酒米の生産振興や、道産日本酒のブランド力強化に向けた取組を進めます。
- 道産農水産物の生産、加工、販売の拡大に向けて、食クラスター活動や北海道フード・コンプレックス国際総合戦略総合特区における取組を進めます。
- 道産農産物を活用した機能性素材の開発促進に努めます。
- 道産素材を用いた加工食品の加工技術の高度化や商品開発・販売の支援に努めます。

主な指標

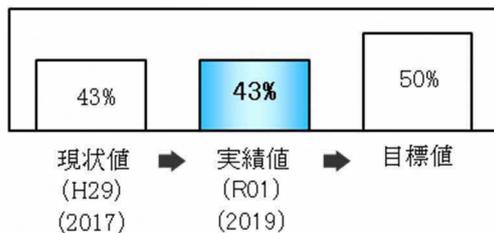
No34 学校給食における地場産物の活用状況
(食品数ベース)



No35 北海道米の道内食率



No36 道民の小麦需要に対する道産小麦活用率



No37 6次産業化の取組
①取組事業体数



No37 6次産業化の取組
②年間販売金額



No38 グリーン・ツーリズム関連施設数



3 道民からの申出

■ 現 状

道では、道立保健所や道立消費生活センターにおいて、消費者などからの食品の安全性や品質に関する相談等を受け付けているほか、食品の表示について情報提供を受ける「食品表示110番」や食品の安全・安心全般に関する情報提供、問い合わせ等を受ける「食品安全相談ダイヤル」を開設し、道民の方々からの相談や申出に対応しています。

また、これらの情報を庁内関係部局で共有化し、一元的に管理するとともに、関係法令に基づく措置など通報等に係る対応状況について点検を行っています。

■ 令和2年度（2020年度）に講じた施策

- ◇ 相談・申出窓口の明確化と道民への周知
- ◇ 食品表示110番の運営
- ◇ 食品安全相談ダイヤルの運営
- ◇ 保健所窓口での受付
- ◇ 申出に対する的確かつ迅速な対応

- ・ 食品の安全・安心に関する相談・申出の受付窓口において、食品に関する情報提供や問い合わせ、意見などを受けるとともに、庁内関係部局はもとより、国等の関係機関とも情報を共有し、連携・協力して、事業者への調査や指導を行うなど、関係法令等に基づく必要な措置を講じました。

- ◇ 「食品表示110番」専用電話
- ◇ 「食品安全相談ダイヤル」専用電話
- ◇ 各保健所窓口
- ・ 食品表示に関する違反情報の受付
- ・ 食品の安全・安心全般に関する情報提供、問い合わせ、意見等の受付
- ・ 食品衛生に関する違反情報や相談等の受付

- ・ 道が受理した通報等の情報を関係部局で共有化し一元的に管理するため、「消費生活安定会議幹事会食品安全部会」を毎月開催し、処理状況を確認・点検するほか、四半期ごとに通報や対応等の状況を道のホームページで公表しました。

また、国の関係機関等との定期的な会議等を通じ、情報の共有化と連携の強化に努めました。

- ・ 毎年、道が定める「北海道食品衛生監視指導計画」の策定に当たっては、パブリックコメントを実施するなど、道民からの意見の反映に努めました。

□ 食の安全・安心に係る通報等の処理状況（令和2年度（2020年度）受理分）

（1）通報等の件数と内容の区分

受理期間	受理件数	内 容				
		食 品	施 設	表 示	健康被害	そ の 他
令和2年(2020年) 4～6月	100	42	20	22	18	18
7～9月	105	44	25	30	15	19
10～12月	75	30	17	25	13	14
令和3年(2021年) 1～3月	50	18	13	15	10	6
合計	330	134	75	92	56	57

注：複数内容の通報があり、通報内容の計と受理件数は一致しない。

通報等の概要は次のとおり。

食品：異物混入、腐敗、カビ等／施設：汚れ、周囲の悪臭等

表示：期限切れ、貼替え、欠落等／健康被害：下痢、嘔吐等

その他：製品や店の対応への不満、無許可営業の疑い、道への意見等

（2）通報者別件数

期 間	受理件数	一般住民	他機関から
令和2年(2020年) 4～6月	100	96	4
7～9月	105	102	3
10～12月	75	64	11
令和3年(2021年) 1～3月	50	41	9
合計	330	303	27

注：通報者区分のうち、一般住民は消費者・事業者、他機関は国・都府県など。

（3）対応状況

期 間	受理件数	立入調査	他機関へ回付	その他	調査中
令和2年(2020年) 4～6月	100	67	15	28	1
7～9月	105	70	11	29	0
10～12月	75	54	8	18	0
令和3年(2021年) 1～3月	50	27	6	14	2
合計	330	218	40	89	3

注：他機関には、他法所管の部局を含む。

その他は、他機関で調査済みのものや、口頭・電話等で通報者の了解を得て終了したもの。

複数対応の事案があり、対応状況の計と受理件数は一致しない。

（4）措置状況

期 間	受理件数	命令・指示	文書指導	口頭指導	その他	調査中
令和2年(2020年) 4～6月	100	1	2	55	41	1
7～9月	105	0	3	56	46	0
10～12月	75	0	0	50	25	0
令和3年(2021年) 1～3月	50	0	1	20	27	2
合計	330	1	6	181	139	3

注：その他は、措置の必要がないもの。

資料：北海道環境生活部

■ 今後の課題と対応

- 食品の安全・安心に関する情報提供や問い合わせ、意見等については、庁内関係部局が情報を共有化し、関係法令の規定などに基づく必要な措置を迅速に行うなど、的確に対応していくことが必要です。

このため、引き続き、道民の方々からの情報提供・相談等の受付窓口を周知するとともに、情報の一元的管理と対応状況の点検を適切に実施し、さらに、国など関係機関との一層の連携に努め、迅速かつ的確な対応に取り組みます。

主な指標

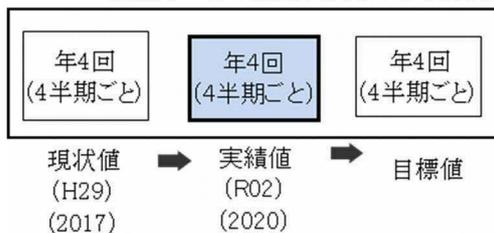
No39 消費生活安定会議幹事会食品部会の開催回数



No40 国等との情報交換会議の開催回数



No41 通報等に係る措置状況等の公表回数



(参考)

「第4次北海道食の安全・安心基本計画」等における主な指標の状況

施策の区分	No	指標名	基本計画		実績値 (年度)	備考
			現状値	目標値		
第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進	1 情報の提供					
	1	食に関するメールマガジンの発行	月2回発行 平成29年度(2017年度)	月3回発行	月3回発行 令和2年度(2020年度)	
	2	食に関するメールマガジンの登録者数	6,231人 平成29年度(2017年度)	8,000人	6,599人 令和2年度(2020年度)	
	3	北海道農業・農村情報誌(コンファ)への掲載	毎号掲載 平成29年度(2017年度)	毎号掲載	毎号掲載 令和2年度(2020年度)	
	2 食品の検査及び監視					
	4	北海道食品衛生監視指導計画に基づく立入検査の実施率	97% 平成29年度(2017年度)	100%	79% 令和2年度(2020年度)	
	3 人材の育成					
	5	農薬指導士の認定数	2,092人 平成29年度(2017年度)	2,000人	2,190人 令和2年度(2020年度)	
	6	北海道らしい食づくり名人の登録数のうち伝承名人の割合	28.9% 平成29年度(2017年度)	50%	31.3% 令和2年度(2020年度)	
	4 研究開発の推進					
	7	食の安全・安心を支える生産技術の普及計画課題数	20課題 平成29年度(2017年度)	20課題	24課題 令和元年度(2019年度)	
	5 緊急事態への対処等に関する体制の整備等					
	8	食に関する危害情報の伝達訓練の実施回数	1回 平成29年度(2017年度)	1回/年	1回 令和2年度(2020年度)	
第2 安全で安心な食品の生産及び供給	1 食品の衛生管理の推進					
	9	国際水準GAP(JGAP・ASIAGAP)の認証農場数	234農場 平成30年度(2018年度)	390農場※ 令和6年度(2024年度)	339農場 令和2年度(2020年度)	※目標値は「第7期北海道クリーン農業推進計画」の目標指標
	10	HACCP手法による衛生管理導入施設数	1,367施設 平成29年度(2017年度)	2,250施設	1,583施設 令和元年度(2019年度)	
	2 農産物等の安全及び安心の確保					
	(1) クリーン農業及び有機農業の推進					
	11	YES!clean農産物作付面積	17,734ha 平成30年度(2018年度)	20,000ha※ 令和6年度(2024年度)	16,804ha 令和2年度(2020年度)	※目標値は「第7期北海道クリーン農業推進計画」の目標指標
12	有機農業の取組面積	4,064ha 平成29年度(2017年度)	6,500ha	4,323ha 平成30年度(2018年度)		
(2) 遺伝子組換え作物の栽培による交雑及び混入の防止						
13	開放系での遺伝子組換え作物の栽培計画調査回数	1回 平成29年度(2017年度)	1回/年	1回 令和2年度(2020年度)		

施策の区分	No	指標名	基本計画		実績値 (年度)	備考
			現状値	目標値		
第2 安全で安心な食品の生産及び供給	2 農産物等の安全及び安心の確保					
	(3) 家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止					
	14	鳥インフルエンザの検査羽数(サーベイランスの実施)	4,120検体 平成29年度(2017年度)	4,110検体/年	4,010検体 令和2年度(2020年度)	
	15	監視伝染病に関する防疫演習の実施	14か所 平成29年度(2017年度)	14か所/年	14か所 令和2年度(2020年度)	
	3 水産物の安全及び安心の確保					
	(1) 生鮮水産物の鮮度の保持					
	16	屋根付き岸壁を有する漁港数(1種、2種漁港)	10港 平成29年度(2017年度)	13港	11港 85% 令和2年度(2020年度)	
	(2) 貝類の安全確保					
	17	貝毒検査の実施海域数	全道19海域 平成29年度(2017年度)	全道19海域/年	全道20海域 105% 令和2年度(2020年度)	
	4 生産資材の適正な使用等					
	(1) 農薬の適正な使用等					
	18	農薬販売業者等の立入検査件数	123件 平成29年度(2017年度)	140件/年	67件 令和2年度(2020年度)	
	(2) 動物用医薬品の適正な使用等					
	19	動物用医薬品販売店舗立入検査件数	173件 平成29年度(2017年度)	150件/年	135件 令和元年度(2019年度)	
	20	飼育動物診療施設立入検査件数	88件 平成29年度(2017年度)	90件/年	78件 令和元年度(2019年度)	
	(3) 飼料及び飼料添加物の適正使用と良質な飼料の確保					
	21	飼料製造・販売業者等への立入検査件数	161件 平成29年度(2017年度)	150件/年	151件 令和2年度(2020年度)	
	22	飼料自給率	55% 平成28年度(2016年度)	63%	52% 平成30年度(2018年度)	
	5 生産に係る環境の保全					
	(1) 農用地の土壌汚染の防止					
	23	特殊肥料生産業者等の立入検査件数	34件 平成29年度(2017年度)	30件/年	31件 令和2年度(2020年度)	
	(2) 水域環境の保全					
	24	公共用水域の環境基準達成率	92.0% 平成29年度(2017年度)	100%	91.2% 令和元年度(2019年度)	
	(3) 地下水の汚染の防止					
	25	地下水の環境基準達成率	64.0% 平成29年度(2017年度)	100%	63.9% 令和元年度(2019年度)	

施策の区分	No	指標名	基本計画		実績値 (年度)	備考	
			現状値	目標値			
第3 道民から信頼される表示及び認証の推進	1 適正な食品の表示の促進等						
	(1) 食品の表示に関する監視体制の整備、適正な表示の促進						
	26	道産食品登録制度の登録数	377品 平成29年度(2017年度)	450品	354品 令和2年度(2020年度)		
	27	道産食品モニターの配置数	46人 平成29年度(2017年度)	46人	46人 令和2年度(2020年度)		
	(2) 食品の生産過程の情報の記録、保管等の促進						
	28	道内のトレーサビリティの取組事例数	42事例 平成29年度(2017年度)	100事例	42事例 令和2年度(2020年度)		
	2 道産食品の認証制度の推進						
	29	道産食品独自認証制度の認証数	59品 平成29年度(2017年度)	100品	48品 令和2年度(2020年度)		
	第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等	1 情報及び意見の交換等					
		30	リスクコミュニケーションの開催テーマ数	5テーマ 平成29年度(2017年度)	5テーマ/年	5テーマ 令和2年度(2020年度)	
2 食育及び地産地消の推進							
(1) 食育の推進							
31		朝食を毎日食べている小・中学生の割合	小学校6年生84.4% 中学校3年生81.4% 平成29年度(2017年度)	小学校6年生、中学校3年生とも100%	小学校6年生84.0% 中学校3年生80.8% 令和元年度(2019年度)	※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し調査実施なし。	
32		栄養バランスの改善				※次回調査年は令和3年(2021年)	
		野菜類(成人1日当たり摂取量)	272g 平成28年度(2016年度)	350g以上	272g 平成28年度(2016年度)		
		食塩(成人1日当たり摂取量)	10.0g 平成28年度(2016年度)	8.0g以下	10.0g 平成28年度(2016年度)		
33		食育推進計画を作成している市町村数	100市町村 平成29年度(2017年度)	全市町村	132市町村 令和2年度(2020年度)		
(2) 地産地消の推進							
34	学校給食における地場産物の活用状況(食品数ベース)	45.1% 平成29年度(2017年度)	50%	48.7% 令和元年度(2019年度)	※次回調査年は令和3年(2021年)		
35	北海道米の道内食率	86% H29RY(2017RY)	85%以上	88% R02RY(2020RY)			
36	道民の小麦需要に対する道産小麦活用率	43% 平成29年度(2017年度)	50%	43% 令和元年度(2019年度)			
37	6次産業化の取組						
	取組事業体数	3,770件	3,800件	3,410件			
	年間販売金額	2,207億円	2,370億円	2,157億円			
		H28年度(2016年度)		令和元年度(2019年度)			
38	グリーン・ツーリズム関連施設数	2,635件 平成29年度(2017年度)	2,700件	2,556件 令和元年度(2019年度)			

施策の 区 分	No	指 標 名	基本計画		実績値 (年度)	備考
			現状値	目標値		
3 道民からの申出						
	39	消費生活安定会議幹事会食品部会の開催回数	毎月開催 平成29年度(2017年度)	毎月開催	毎月開催 令和2年度(2020年度)	
	40	国等との情報交換会議の開催回数	毎月開催 平成29年度(2017年度)	毎月開催	毎月開催 令和2年度(2020年度)	
	41	通報等に係る措置状況等の公表回数	年4回 (四半期ごと) 平成29年度(2017年度)	年4回 (四半期ごと)	年4回 (四半期ごと) 令和2年度(2020年度)	

資 料

北海道食の安全・安心条例

平成 17 年 3 月 31 日北海道条例第 9 号
改正 平成 21 年 3 月 31 日北海道条例第 15 号
改正 平成 22 年 6 月 29 日北海道条例第 38 号
改正 平成 26 年 10 月 14 日北海道条例第 98 号
改正 平成 27 年 7 月 21 日北海道条例第 47 号
改正 平成 30 年 3 月 30 日北海道条例第 30 号
改正 令和 2 年 10 月 13 日北海道条例第 88 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 8 条）

第 2 章 食の安全・安心のための施策

第 1 節 基本的施策等（第 9 条－第 14 条）

第 2 節 安全で安心な食品の生産及び供給（第 15 条－第 21 条）

第 3 節 道民から信頼される表示及び認証の推進（第 22 条・第 23 条）

第 4 節 情報及び意見の交換、相互理解の促進等（第 24 条－第 27 条）

第 3 章 北海道食の安全・安心委員会（第 28 条－第 35 条）

附則

食は人の生命の基本であり、日常の生活の中で安全で安心な食品を摂ることは、心身の健康を維持するための根幹として重要である。

今、私たちは、豊かな食生活を享受しているが、牛海綿状脳症の発生や食品の表示の偽装などにより私たちの食品に対する信頼が大きく揺らぐとともに、有害物質による水や農地などの汚染が食品の安全性に与える影響も懸念されている。

このような状況の中で、将来にわたって食品の生産のための良好な環境を保全し、生命と健康の基本である食の安全及び安心を確保することは、私たちすべての願いである。

北海道は、我が国最大の食料生産地域であり、食に関連する産業が地域経済において重要な役割を担っている。こうした特色を持つ本道において、行政、生産者、食に関連する事業者そしてすべての道民が、食の重要性に対する自覚を持ち、食に係る消費者の権利を尊重するとともに、食の安全及び安心に関するそれぞれの責務と役割を協働して果たすことは、大きな意義を有する。

ここに、食の安全及び安心を確保するための決意を明らかにし、道民の健康を守るとともに、消費者から信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に寄与することとするため、道民の総意としてこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、食の安全・安心に関し、基本理念を定め、並びに道及び生産者等の責務並びに道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全で安心な食

品の生産及び供給に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食の安全・安心 食品の安全性及び食品に対する消費者の信頼を確保することをいう。
- (2) 食品 すべての飲食物（その原料又は材料として使用する農林水産物を含み、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）をいう。
- (3) 生産者等 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第4項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。
- (4) 関係法令 食品安全基本法（平成15年法律第48号）、食品衛生法、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）、と畜場法（昭和28年法律第114号）、水道法（昭和32年法律第177号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）、健康増進法（平成14年法律第103号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、食品表示法（平成25年法律第70号）その他食の安全・安心に関連する法令（条例及び規則を含む。）で現に効力を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 食の安全・安心に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 道民の安全で安心な食品の選択の機会を確保すること。
- (2) 道民の健康を保護することが最も重要であるという認識の下に取り組むこと。
- (3) 道民の要望及び意見を反映するとともに、生産者等その他の道民との協働により取り組むこと。
- (4) 食品の生産から消費に至る各段階において実施すること。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念にのっとり、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

- 2 道は、食の安全・安心に関する施策を推進するに当たっては、国、他の都府県及び市町村と緊密な連携を図らなければならない。

(生産者等の責務)

第5条 生産者等は、関係法令を遵守するとともに、その事業活動に係る食品その他の物が道民の生命及び健康に直接影響を及ぼす責任を自覚し、自主的に食品の安全性の確保に取り組まなければならない。

- 2 生産者等は、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の道民への提供を積極的に行うよう努めるとともに、国、道又は市町村が実施する食の安全・安心に関する施策（次条第2項において「国等の施策」という。）に協力しなければならない。

(道民の役割)

第6条 道民は、食品の消費に際し、その安全性を損なうことがないよう適切に行動し、並びに食品の安全性、食生活、地域の食文化等食の安全及び安心に関する知識及び理解を深めるよう努めなければならない。

2 道民は、国等の施策及び生産者等の取組に対し食の安全・安心に関する意見を表明し、又は提案し、並びに国等の施策に協力するよう努めるものとする。

(国への協力要請及び意見等の提出)

第7条 道は、食の安全・安心を図るため、国に対し必要な協力を求めるとともに、積極的に意見を述べ、又は提言を行うものとする。

(年次報告等)

第8条 知事は、毎年、議会に食の安全・安心に関して講じた施策等に関する報告を提出するとともに、これを道民に公表しなければならない。

第2章 食の安全・安心のための施策

第1節 基本的施策等

(基本計画)

第9条 知事は、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、食の安全・安心に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(情報の提供)

第10条 道は、食の安全・安心に関する情報の収集及び分析を行い、正確かつ適切な情報を道民に提供しなければならない。

(食品等の検査及び監視)

第11条 道は、食品等の安全性及び食品の表示に対する消費者の信頼の確保を図るため、総合的かつ計画的な食品等の検査及び監視又は指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第12条 道は、食品の安全性、地域の食文化等食の安全及び安心に関する専門的な知識を有する人材を育成するために必要な措置を講ずるものとする。

(研究開発の推進)

第13条 道は、科学的知見に基づき食の安全・安心を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(緊急の事態への対処等に関する体制の整備等)

第14条 道は、食品を摂取することにより道民の健康に係る重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第2節 安全で安心な食品の生産及び供給

(食品の衛生管理の推進)

第15条 道は、食品（生産過程にある物を含む。）の衛生管理の向上を図るため、生産者等に対する普及

啓発、技術的助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農産物等の安全及び安心の確保)

第 16 条 道は、クリーン農業（化学肥料及び化学的に合成された農薬の使用を節減する等環境への負荷を低減させる農業をいう。）及び有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）第 2 条に規定する有機農業をいう。）を推進するため、技術の開発及びその成果の普及、これらの農業を行う者に対する流通、販売等に係る支援、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第 17 条 道は、遺伝子組換え作物（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 2 条第 2 項に規定する遺伝子組換え生物等であって、作物その他の栽培される植物であるものをいう。以下この条において同じ。）の栽培等に起因する遺伝子組換え作物と他の作物との交雑及び遺伝子組換え作物の他の作物への混入の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

第 18 条 道は、家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止を図るため、家畜伝染病の検査及び監視、防疫の体制の整備、技術開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水産物の安全及び安心の確保)

第 19 条 道は、生鮮水産物の鮮度の保持に必要な技術開発の推進及びその成果の普及、生産者等の取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、貝毒等による食中毒の防止に必要な検査、生産者等が行う自主的な貝毒等の検査の実施に対する指導及びその検査体制の整備に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生産資材の適正な使用等)

第 20 条 道は、農産物等に係る農薬の適正な使用等を図るため、生産者等に対する指導、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、動物用の医薬品の適正な使用等を図るため、生産者等に対する指導、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、飼料及び飼料添加物の適正な使用並びに飼料の自給度の向上を図るため、飼料及び飼料添加物の検査、技術開発の推進及びその成果の普及、生産者等に対する指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生産に係る環境の保全)

第 21 条 道は、農用地の土壌の汚染を防止するため、生産資材の適正な使用に係る指導、有害物質の低減化のための技術開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、水域環境の保全を図るため、水質等の監視、家畜排せつ物の適正な管理の促進、森林の整備、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、硝酸性窒素等による地下水の汚染の防止に関し、地下水の検査及び監視、技術開発の推進及びその成果の普及、市町村に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第 3 節 道民から信頼される表示及び認証の推進

(適正な食品の表示の促進等)

第 22 条 道は、道民の安全で安心な食品の選択に資するため、食品の表示に関する監視体制を整備するとともに、生産者等に対する指導及び普及啓発その他の必要な措置を講じ、生産者等による適正な食品の表示を促進するものとする。

2 道は、道民の安全で安心な食品の選択に資するため、生産者等の食品に係る生産過程の正確かつ適切な情報の記録、保管、伝達及び提供の促進に必要な助言その他の措置を講ずるものとする。

(道産食品の認証制度の推進)

第 23 条 道は、道産の食品のうち、道内で生産された農林水産物又はこれを原材料として道内で加工されたものであって、安全かつ安心で優良な品質特性を有するものの認証に係る制度の普及に必要な措置を講ずるものとする。

第4節 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

(情報及び意見の交換等)

第24条 道は、食の安全・安心に関し、道、道民及び生産者等が相互に情報及び意見の交換を行い、道民及び生産者等が理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進)

第25条 道は、食育（食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。）を推進するため、普及啓発、学校、家庭及び地域における食に関する教育及び取組の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、道内で生産された安全で安心な食品を消費することにより道民が食の安全及び安心に対する理解を深められるよう、普及啓発、情報の発信、地域の食材の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(道民からの申出)

第26条 道民は、食品の安全性又は食品の表示に対する信頼が損なわれる事態が発生したと認められる情報又はそのおそれがあると認められる情報を得たときは、知事に対して適切な対応をするよう申出をすることができる。

2 知事は、前項の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、関係法令に規定する必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第27条 道は、食の安全・安心に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 北海道食の安全・安心委員会

(設置)

第28条 北海道における食の安全・安心を図るため、知事の附属機関として、北海道食の安全・安心委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第29条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 知事の諮問に応じ、食の安全・安心に関する重要事項を調査審議すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 委員会は、食の安全・安心に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第30条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第31条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 消費者であって、食の安全・安心に関する知見を有するもの

(3) 生産者等（法人にあつては、その役職員）

(4) 前3号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 32 条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 33 条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第 34 条 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第 35 条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行後 3 年を経過した場合及び平成 21 年 4 月 1 日から起算して 5 年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成 21 年 3 月 31 日条例第 15 号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (平成 22 年 6 月 29 日条例第 38 号)

この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 26 年 10 月 14 日条例第 98 号)

この条例は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 7 月 21 日条例第 47 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日条例第 30 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 10 月 13 日条例第 88 号)

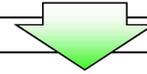
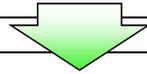
この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

北海道食の安全・安心条例の概要

前 文

食は人の生命の基本であり、安全で安心な食品を摂ることが心身の健康維持の根幹として重要ですが、食品に対する信頼を揺るがす事件や事故等が相次ぎ発生し、後を絶ちません。

このため、行政や生産者はもとよりすべての道民が食の重要性の自覚のもと、食に係る消費者の権利を尊重し、道民が食の安全と安心に関するそれぞれの責務と役割を協働して果たす意義と決意を明らかにするため、道民の総意として条例を制定します。



目的（第1条）

この条例は、道民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全で安心な食品の生産と供給に寄与することを目的としており、そのための「基本理念」や「道及び生産者等の責務や道民の役割」を明らかにするとともに、食の安全・安心に関する道の施策について基本事項を定め、総合的・計画的に推進することとしています。

定義（第2条）

この条例において「食の安全・安心」とは、食品の安全性及び食品に対する消費者の信頼を確保することをいいます。



食の安全・安心対策の基本理念（第3条）

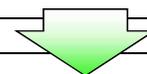
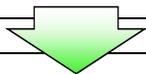
- ①道民の安全で安心な食品の選択の機会の確保
- ②道民の健康保護が最も重要であるという認識
- ③道民の要望・意見の反映と、道民との協働による取組
- ④生産から消費に至る各段階における取組

責務及び役割等（第4～8条）

①道の責務等	②生産者等の責務	③道民の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・総合的かつ計画的な施策の推進 ・国、都府県、市町村との連携 ・国への協力要請と意見等の提出 ・講じた施策の報告・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の遵守と自主的な食品の安全性の確保 ・正確かつ適切な情報の提供と施策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な行動と知識及び理解の深化 ・意見の表明や提案と施策への協力

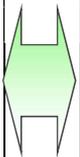
食の安全・安心のための施策（第10～27条）

- ①情報の提供 ②食品等の検査及び監視 ③人材の育成 ④研究開発の推進
- ⑤緊急事態への対処等に関する体制の整備等 ⑥食品の衛生管理の推進
- ⑦農産物等の安全及び安心の確保 ⑧水産物の安全及び安心の確保
- ⑨生産資材の適正な使用等 ⑩生産に係る環境の保全 ⑪適正な食品表示の促進等
- ⑫道産食品の認証制度の推進 ⑬情報及び意見の交換等 ⑭食育の推進 ⑮道民からの申出
- ⑯財政上の措置



基本計画（第9条）

- ・施策の目標と内容の明記
- ・道民及び委員会意見の聴取反映
- ・公表



北海道食の安全・安心委員会（第28～35条）

- ・知事の諮問に応じ、食の安全・安心に関する重要事項の調査審議
- ・食の安全・安心に関し必要と認める事項の知事への建議

第4次北海道食の安全・安心基本計画の概要図

現状・課題

- 国際化の進展などを踏まえ、フードチェーン全体を通じて、国際的に通用する食の安全・安心の確保に取り組むことが一層必要
- 6次産業化や農商工連携等、地域の食資源の活用、農林水産物・加工食品の輸出などへの関心の高まり
- SDGsの一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境保全型農業やGAPの取組が重要

推進方針

- 生産から流通、消費に至る各段階での国際的に通用する食品の安全性の確保
国際水準のGAPの導入、HACCPに沿った衛生管理の徹底、家畜伝染病の発生の予防まん延の防止など
- 食品の安全性を支える基礎づくり
人材育成、法令等の普及啓発、研究開発、危機管理体制の整備、農薬等の適正使用、飼料の安全性確保など
- 食に関する知識・情報の提供
迅速・積極的な情報提供、相互理解の推進、知識の習得機会の提供など
- 環境と調和した安全・安心な食品の生産
クリーン農業や有機農業等、持続可能な農業生産の推進、水域環境の保全など
- 良質な食品の提供と豊かな食生活の実現
食育の推進、食品ロスの削減、道産農林水産物の生産、加工、販売の拡大など

世界から信頼される
食の北海道ブランドへ

“めざす姿”
の実現

講じる施策

第1 食の安全・安心のための基本施策の推進

- 1 情報の提供
- 2 食品等の検査及び監視
- 3 人材の育成
- 4 研究開発の推進
- 5 緊急事態への対処等に関する体制の整備等

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

- 1 食品の衛生管理の推進
- 2 農産物等の安全及び安心の確保
(1) クリーン農業及び有機農業の推進
(2) 遺伝子組換え作物の栽培による交雑及び混入の防止
(3) 家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止
- 3 水産物の安全及び安心の確保
(1) 生鮮水産物の鮮度の保持 (2) 貝類の安全確保
- 4 生産資材の適正な使用等
(1) 農薬の適正な使用等 (2) 動物用医薬品の適正な使用等
(3) 飼料及び飼料添加物の適正使用等と良質な飼料の確保
- 5 生産に係る環境の保全
(1) 農用地の土壌汚染の防止 (2) 水域環境の保全
(3) 地下水の汚染の防止

第3 道民から信頼される表示及び認証の推進

- 1 適正な食品表示の促進等
(1) 食品の表示に関する監視体制の整備、適正な表示の促進
(2) 食品の生産過程の情報の記録、保管等の促進
- 2 道産食品の認証制度の推進

第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

- 1 情報及び意見の交換等
- 2 食育及び地産地消の推進
- 3 道民からの申出

第4次北海道食の安全・安心基本計画の概要

第1部 北海道食の安全・安心基本計画について

1 計画策定の趣旨

- ・ この計画は、「北海道食の安全・安心条例」(平成17年3月制定)に基づき、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、中期的な施策の目標や内容を明らかにするもの
- ・ 外食店における使用期限が切れた食材の使用や食品への異物混入等、食の安全・安心に関わる重大な事案の発生など、食の安全・安心に対する消費者の関心がますます高まる中、食料を安定的に供給するための食関連産業の振興と、豊かな食生活の実現や食の北海道ブランドづくりの基本となる食の安全・安心を確保し、消費者などの期待と信頼に応えていくことがこれまで以上に重要
- ・ 多くの道民の方々から意見をいただきながら、平成30年に条例に基づく施策の実施状況などについて点検・検証を行い、その結果を踏まえ策定

2 計画の位置付け

この計画は、北海道総合計画に沿った特定分野別計画及び「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に基づく地産地消促進計画として位置付け、その他の関連する計画と相互に連携し計画の推進を図るとともに、「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に資するもの

3 計画期間

平成31年度から平成35年度までの5年間

4 計画の推進体制

「北海道食の安全・安心推進本部」を中心に、北海道食の安全・安心委員会の意見を踏まえて、総合的かつ計画的に施策を推進

5 計画を推進するための関係者の責務と役割

条例に基づく道の責務、生産者等の責務、道民の役割を規定

6 計画の管理

計画の進捗状況の随時点検と年次報告の議会提出・公表

第2部 施策の推進方向

1 食の安全・安心をめぐる情勢

(1) 社会経済情勢の変化

- ・ 少子高齢化や人口減少などによる社会構造の変化、日EU・EPAやTPP11の発効など国際化の進展を踏まえ、GAPやHACCPの導入等、フードチェーン全体を通じて、国際的にも通用する食の安全・安心確保に取り組むことが一層必要
- ・ 6次産業化や農商工連携等地域の食資源の活用、農林水産物・加工食品の輸出などへの関心が高まっており、今後、一層の取組が求められている

- ・ 国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の一つである持続可能な農業生産を進めるため、クリーン農業や有機農業など農業の自然循環機能を維持・増進させる環境保全型農業の取組、またGAPの取組が重要

（2）食の安全・安心を取り巻く状況

- ・ 外食店における使用期限が切れた食材の使用、食品への異物混入、冷凍食品への農薬の混入、産業廃棄物処理業者により転売された食品等の流通などの重大な事故等が発生しており、食の安全・安心に対する一層の信頼確保が必要
- ・ 食品の安全・安心の確保に係る法令・基準等の制定・改正

2 食の安全・安心をめざす姿

国際的に通用する食の安全・安心の確保の重要性や、地域の食資源の活用、農林水産物・加工食品の輸出への関心、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の重要性の高まりなど、食をめぐる課題や新たな情勢に対応しながら食の安全・安心に係る施策を効果的に推進し、食の安全・安心のゴールが明確となるよう、「めざす姿」を設定し、道民の皆様と共有

めざす姿：「世界から信頼される食の北海道ブランドへ」

3 食の安全・安心を確保するための施策の重点的な推進方向

条例の点検・検証結果や食の安全・安心をめぐる情勢に的確に対応し、食の安全・安心に関する施策を効果的に推進するため、施策の重点的な推進方向を設定

（1）生産から流通、消費に至る各段階での国際的に通用する食品の安全性の確保

国際的に通用する食の安全・安心の確保に向けて、農林水産物の生産から食品の製造・加工、流通、販売までのフードチェーンの各段階において、衛生管理の徹底を推進

取組の主なもの

- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、農業における食の安全・安心の確保・強化や環境保全、労働安全等を確保する国際水準のGAPの導入の促進、また、BSEや高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための家畜伝染病の検査及び監視の実施、水産物の鮮度保持技術の普及定着への取組など、農林水産物の生産段階における衛生管理の徹底を推進
- ・ 食品衛生法の改正によるHACCPに沿った衛生管理の制度化に円滑に対応できるよう、食品等事業者に対し制度の周知やHACCPに関する指導・技術的助言、人材育成支援など、食品の製造・加工、流通・販売段階における衛生管理の徹底を推進

（2）食品の安全性を支える基礎づくり

食品の安全性を確保するため、生産者、事業者等が主体的に行う食品の衛生管理や品質向上などが促進されるよう行政が支援

取組の主なもの

- ・ 研修会、講習会や技術指導、技術相談等の実施により、食品産業を担う人材の育成と資質の向上、次世代における食の安全・安心を支える担い手の育成を推進
- ・ 食品衛生や食品表示に係る法令等の普及啓発、食品や食品関係施設、食品表示に対する検査、監視などの計画的な実施による食品の安全性の確保や食品表示の適正化を推進
- ・ 地域や企業、生産者団体、消費者関係団体等の研究ニーズを的確に把握し、食品の

安全性の確保を支える技術開発とその普及を推進

- ・ 研修会の開催や関係者による意見交換の実施などを通じて、事業者等における危機意識の醸成や危機管理体制の整備を促進
- ・ 農薬、動物用医薬品の適正な使用や飼料の安全性確保を図るため、製造・販売業者や生産者等に対する指導や啓発を実施

(3) 食に関する知識・情報の提供

食をめぐる幅広い分野について正確で的確な情報の提供や、食品の安全性など食に関する正しい知識の習得機会の充実により、消費者自らが適切に行動する力を養成

取組の主なもの

- ・ 食品の安全性に関わる緊急事態が発生した場合には、道民の健康被害の拡大を防止するため、迅速かつ積極的な情報提供とともに、食の安全・安心に関して日常的に提供する情報の充実と、道の広報媒体のみならず新聞、テレビ等多様な広報媒体も活用した効果的な情報提供を推進
- ・ 食品の生産から消費に至る各段階の関係者の間で、食の安全・安心についての相互理解と知識を深めるリスクコミュニケーションの実施、食の安全性などに関する講習会、研修会等の開催や地域における生涯学習や健康増進の活動などとも連携し、食に関する知識を習得する機会の提供を推進

(4) 環境と調和した安全・安心な食品の生産

国連での持続可能な開発目標(SDGs)の採択など、地球環境に対する関心が高まる中、環境と調和した食品の生産や、水域の環境・生態系の保全などの取組を推進

取組の主なもの

- ・ 農薬や化学肥料の使用量を低減するクリーン農業や地域の有機質資源を有効活用する北海道らしい資源循環型の有機農業の普及への取組など、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に資する環境にも配慮した持続可能な農業生産を推進
- ・ 特殊肥料の安全性の確保や適正な施肥の指導、家畜排せつ物の管理の適正化など、農畜産物生産に係る環境の保全を推進
- ・ 公共用水域及び地下水の常時監視、汚濁発生源対策、藻場・干潟等の保全活動、森林の整備や保全など、水域環境の保全を推進

(5) 良質で安全な食品の提供と豊かな食生活の実現

食の北海道ブランドづくりの基本となる食の安全・安心を確保し、農林水産業・農山漁村に対する理解の促進や食育の推進に努めながら、本道で生産される農林水産物やその加工品の消費・販売を拡大し、豊かな食生活を推進

取組の主なもの

- ・ 道内で生産した農林水産物及び加工品を道内で消費する地産地消の取組の推進、本道の豊富な食資源を活用した6次産業化や農商工連携、食クラスター活動等の取組の推進など、道産農林水産物の生産、加工、販売を拡大
- ・ 本道の農山漁村や農林水産物及び加工品に関する情報の提供、消費者と生産者等の交流活動や体験学習の取組への支援など、消費者と生産者等との相互理解を促進
- ・ 農林水産、保健福祉、教育など様々な分野の関係者が連携しながら、総合的に食育の取組を推進するとともに、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に資する食品ロスの削減に向け「どさんこ愛食食べきり運動」の取組を推進

第3部 講じる施策

第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進

1 情報の提供

- ・ 食の安全・安心に関する情報を積極的に収集・分析しながら正確かつ速やかに提供するとともに、メールマガジンをはじめ道の広報誌や様々な情報媒体を活用し、食の情報や食の安全・安心に関する情報を広く提供
- ・ 地域における生涯学習や健康増進の活動などとも連携しながら、各種講習会など食に関する知識の習得機会を提供

2 食品等の検査及び監視

- ・ 「北海道食品衛生監視指導計画」に基づき、道立保健所、道立食肉衛生検査所が計画的に食品の検査及び食品関係施設の監視指導を実施
- ・ BSE対策として、月齢による分別管理やと畜処理工程における特定部位の除去を指導
- ・ 生産者、事業者による自主検査の定期的な実施を啓発・指導
- ・ 食品の製造・販売事業者、飲食店等事業者に対して、表示の調査や監視を実施

3 人材の育成

- ・ 衛生管理等に関する研修会、講習会や技術指導などを実施し、責任者から担当者まで広く対象として食品産業を担う人材の育成を推進
- ・ 栄養教諭や管理栄養士・栄養士、食生活改善推進員などの資質向上への取組のほか、食品衛生管理者養成コースの学生への講義や道立農業高等学校での学習内容の充実による学校や地域における人材の育成を推進

4 研究開発の推進

- ・ クリーン農業の推進や有機農業を支援するための技術、食品衛生に関する研究の推進など、地域や企業、生産者団体、消費者関係団体等のニーズを的確に把握した食の安全・安心に関する研究開発を推進
- ・ 研究成果発表会、技術相談や技術指導等による試験研究成果の移転を促進するほか、農業改良普及センターや水産技術普及指導所などを通じ生産者等への技術指導による研究成果を普及

5 緊急事態への対処等に関する体制の整備等

- ・ 関係機関・団体と日頃から連携を維持し円滑な協力体制を確保するほか、緊急事態の発生時にはマニュアルに基づいた迅速かつ適切な対応を実施
- ・ 研修会の開催や関係者による意見交換の実施などを通じて、事業者等における危機意識の醸成や危機管理体制の整備を促進

第2 安全で安心な食品の生産及び供給

1 食品の衛生管理の推進

- ・ 農業における食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保する国際水準のGAPの実施や、国際水準のGAP認証取得の拡大に向けて、指導者の育成確保や推進体制の整備などを促進
- ・ 食品衛生法の改正によるHACCPに沿った衛生管理の導入が円滑に図られるよう、食品等事業者に対し制度の周知や指導・技術的助言など自主衛生管理の取組を促進

- ・ 食品の衛生管理や品質管理などに関する技術講習会等の開催、技術指導・相談などにより、食品関係事業者の取組を技術面で支援

2 農産物等の安全及び安心の確保

(1) クリーン農業及び有機農業の推進

ア クリーン農業の推進

- ・ 高度なクリーン農業技術など化学合成農薬や化学肥料の使用の一層の削減に向けた技術開発を推進
- ・ 登録生産集団に対する技術指導など、生産の拡大を推進
- ・ 産地、消費者、流通業者等へのセミナー開催などにより、YES!clean 表示制度の普及を推進

イ 有機農業の推進

- ・ 総合的病害虫・雑草管理技術の体系化等、有機農業技術の開発・普及を推進
- ・ 有機農業経営に係る実践的な情報の提供など、有機農業への参入・定着の促進
- ・ 生産者と流通・販売事業者とのマッチングや量販店と連携した需要喚起など、有機農産物の販路確保を促進

(2) 遺伝子組換え作物の栽培による交雑及び混入の防止

- ・ GM条例や交雑防止基準の周知、遺伝子組換え作物の開放系での栽培計画の実態把握を実施

(3) 家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止

- ・ 家畜伝染病予防法に基づく牛、馬、鶏、豚等の検査や鳥インフルエンザのモニタリング等を実施し、早期発見とまん延防止を推進
- ・ 牛由来の肉骨粉が飼料に混入しないよう、立入検査や適正な取扱いを指導するほか、BSE対策の有効性を確認するため法令に基づく死亡牛等の検査を実施

3 水産物の安全及び安心の確保

(1) 生鮮水産物の鮮度の保持

- ・ 鮮度保持技術を取りまとめたマニュアルや研究開発技術の普及により、産地段階での自主的な鮮度保持の取組を促進
- ・ 道産水産物の鮮度保持などの高度化を目的とした技術開発や施設整備に取り組むほか、生産者団体等が行う鮮度保持に優れた水産物の積極的なPRの取組を支援

(2) 貝類の安全確保

- ・ ホタテガイ等の貝毒検査や貝毒プランクトンの発生状況のモニタリング調査の実施や、加工処理についての巡回指導により、貝類の安全を確保

4 生産資材の適正な使用等

(1) 農薬の適正な使用等

- ・ 北海道農薬指導士の認定により農薬使用者の資質の向上を図るとともに、農業者に対し農薬の適正使用等を指導
- ・ 農薬販売業者等への立入調査等を実施し、農薬の適正な販売・使用を確保

(2) 動物用医薬品の適正な使用等

- ・ 動物用医薬品販売業者や動物診療施設への立入検査を計画的に実施
- ・ 研修会・講習会の開催などにより、生産者に対して動物用医薬品の適正な使用・保管を指導するとともに、農場巡回により生産農場における使用状況について監視指導を実施

(3) 飼料及び飼料添加物の適正使用と良質な飼料の確保

- ・ 飼料製造業者、販売業者等への立入検査を実施し、飼料の製造・流通段階での安全性を確保
- ・ 牛用飼料への肉骨粉混入監視調査や有害物質検査等を実施し、飼料規制の実効性を確保
- ・ 関係機関・団体と連携した飼料自給率向上に関する情報の共有やサイレージ用とうもろこしの作付拡大の推進など、自給飼料の増産に向けた取組を推進

5 生産に係る環境の保全

(1) 農用地の土壌汚染の防止

- ・ 特殊肥料生産業者に対して、知事への届出の際に有害物質の分析結果の提出を指導し、特殊肥料の安全性を確保
- ・ 肥料の品質等の保全、公正な取引と安全な施用のため、肥料の生産業者に対して立入検査を実施

(2) 水域環境の保全

- ・ 公共用水域の常時監視や工場・事業場に対する立入検査等や、家畜排せつ物法の遵守状況についての巡回調査等により監視指導を実施
- ・ 水源かん養や水質浄化など多面的機能確保のための森林の整備・保全や、水産動植物の繁殖や水質浄化等、藻場・干潟等の公益的な機能の維持・回復に向け、保全活動を行う組織を支援

(3) 地下水の汚染の防止

- ・ 地下水を常時監視するとともに、汚染が確認された飲用井戸の利用者に対して必要な指導を実施
- ・ 「硝酸性窒素汚染防止のための施肥管理の手引」により適正な施肥を普及・指導等を実施

第3 道民から信頼される表示及び認証の推進

1 適正な食品表示の促進等

(1) 食品の表示に関する監視体制の整備、適正な表示の促進

- ・ 食品表示法等、食品表示制度について、セミナーの開催などによる普及啓発、事業者等からの相談への対応や社内研修への協力などを実施
- ・ 食品小売店等に対して食品表示実態調査を実施し、制度の遵守状況の把握や必要な指導を実施
- ・ 北海道で生産された原材料を使用し、道内で製造・加工された食品を登録する道産食品登録制度のPRにより、制度の普及と登録食品の販路拡大を促進

(2) 食品の生産過程の情報の記録、保管等の促進

- ・ 米穀等について、米トレーサビリティ制度の遵守義務の履行状況を確認するため、関係機関と連携し米穀事業者への巡回指導や立入検査を実施

2 道産食品の認証制度の推進

- ・ 道産食品独自認証制度について、イベント・商談会等での認証品の展示・試食提供、包括連携協定等を活用した制度紹介など、消費者・事業者双方への効果的なPRを一層促進

第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

1 情報及び意見の交換等

- ・ 道民の関心が高いテーマのリスクコミュニケーションを実施
- ・ テーマに応じた開催方法・内容等の工夫など、リスク評価とリスク管理についての知識と相互理解が深まるよう実施

2 食育及び地産地消の推進

(1) 食育の推進

- ・ どさんこ食事バランスガイド等を活用した食生活に関する正しい知識を普及するとともに、高齢者に対して健康寿命を延ばすことの重要性や健康づくり、生活習慣病の予防、改善に向けた食育の必要性に対する理解を促進
- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に資する食品ロス削減に向けた「どさんこ愛食食べきり運動」の普及啓発など、「食」に関する理解を深める食育を推進
- ・ 市町村食育推進計画の作成促進や食に関わる関係者のネットワークの強化など、食育推進体制を強化

(2) 地産地消の推進

- ・ 地産地消や食育などを総合的に推進する、愛食運動の積極的な展開と道産農林水産物の販路拡大の取組を推進
- ・ 北海道米の幅広いPR活動の展開、「麦チェン」の取組の積極的な推進、地場資源を使った新製品の開発など地産地消の取組を推進
- ・ 消費者と生産者等との交流活動や体験学習などの取組により相互理解を促進し、消費者と生産者等との結び付きを強化
- ・ 6次産業化、農商工連携、食クラスター活動などの取組による道産農林水産物の付加価値向上や関連産業の振興を推進
- ・ 全国の百貨店での本道の食と観光のPRやグリーンツーリズムに関する情報発信など、観光産業との連携を強化

3 道民からの申出

- ・ 食の安全・安心に関する専用電話など相談・申出窓口を開設し、道民から相談や申出ができるような体制を整備
- ・ 受理した情報等を関係部局で共有化及び一元的に管理するとともに、国等の関係機関と定期的な会議等を通じ、情報の共有化と連携を強化

令和2年度(2020年度) 食の安全・安心に関して講じた施策等に関する報告書

発 行 者 北海道
編 集 農政部食の安全推進局食品政策課
〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
Tel 011-231-4111 (内線)27-694
011-204-5430 (直通)
Fax 011-232-7334
E-mail : shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp
URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/>
発 行 令和3年(2021年)6月
